

マイナンバーカードを作りますか？

▶ 問い合わせ先 住民課 住民保険室 ☎26-2244(直通)
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

マイナンバーカードの申請方法

次の①②のいずれかの方法で申請してください。いずれの方法でも、一度は役場での本人確認が必要です。なお、初めてマイナンバーカードを作る場合は無料ですが、再発行の場合は有料です。

① 申請するときに役場へ行き、後日自宅にカードが郵送される方法

役場で本人確認
※必要書類をお持ちください。

写真撮影(無料)

申請書の記入など



カード作成
(1~2カ月かかります)



本人限定郵便で
ご自宅へ郵送

① 必要書類

- ・通知カード(お持ちの方のみ)
 - ・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(通知カードのキリトリ線以下)
 - ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 - ・本人確認書類(下表のAから1点かつBから1点、またはAから2点)
 - ・顔写真(役場で撮影できます)
- ※15歳未満の場合や成年被後見人の場合は別途必要な書類があります。お問い合わせください。

② 郵送またはインターネットで申請し、カードを受け取るときに役場へ行く方法

自宅または役場で
写真撮影

郵送または
インターネットで申請

カード作成
(1~2カ月かかります)



役場からご自宅へ
交付通知書(はがき)の送付



役場で本人確認後受け取り
※必要書類をお持ちください。

② 必要書類

- ・通知カード(お持ちの方のみ)
- ・交付通知書(はがき)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・本人確認書類(下表のAから1点またはBから2点)



本人確認書類について

A	住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
B	健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証、生活保護受給者証など

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました

医療機関や薬局では、順次必要な機器が導入され、受付窓口でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすと医療保険の資格確認ができるようになります。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。 ※これまでの健康保険証も従来通り使用できます。
※各健康保険への加入・離脱の届出は引き続き必要です。

利用方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルでの事前登録または、医療機関・薬局の窓口で設置されたカードリーダーでの登録が必要です。

登録に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書暗証番号(カード交付時に設定した数字4桁のパスワード)
- ・マイナンバー読み取り対応のスマートフォンまたはパソコン+ICカードリーダー(マイナポータルでの登録時のみ)



マイナポータル
はこちら

写真撮影サービス実施中

※マイナンバーカードの作成が目的の場合に限ります。

気軽にマイナンバーカードの申請ができるよう、役場住民保険室(③番窓口)で写真を撮影しています。費用は無料です。

マイナンバーカードでマイナポイント

3月までにマイナンバーカードを申請した人は、9月までにマイナポイントを申し込み、決済サービスを利用することで、マイナポイントを取得できます。
※役場でもマイナポイントの予約・申し込みができます。

問い合わせ先

企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)



マイナポイント事業
はこちら